

まちなかグリーンインフラ推進会議設置要綱

令和4年(2022年)2月8日 制定

1 目 的

持続可能な社会の構築とまちなかの魅力醸成に資するグリーンインフラの取組を推進するため、「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」のアクションプランに基づいた具体の取組を検討するとともに、関係機関が相互に連携・調整することにより、グリーンインフラの取組を加速させる。

2 協議事項

この会議で協議する事項は次のとおりとする。

- (1) グリーンインフラの導入と効果の周知
- (2) グリーンインフラの導入環境の整備
- (3) グリーンインフラの導入体制の強化
- (4) その他の必要な事項

3 組 織

- (1) 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- (2) 会長は、建設部長をもって充てる。
- (3) 副会長は、都市・まちづくり課長をもって充てる。
- (4) 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- (5) 会長は、必要があると認めた場合は、委員以外の出席を要請することができる。

4 会 議

会議は、必要に応じ、会長が招集する。

5 幹事会

- (1) 会議に、具体的事項を調査研究させるため、幹事会を置き、幹事は別表2に掲げる者をもって充てる。
- (2) 幹事会の長は、都市・まちづくり課企画幹をもって充てる。
- (3) 幹事会は、必要に応じ、幹事会の長が招集する。
- (4) 幹事長は、必要があると認めた場合は、幹事以外の出席を要請することができる。

6 事 務 局

会議の事務局は、都市・まちづくり課におく。

7 そ の 他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

別表 1

技術管理室長、道路管理課長、道路建設課長、河川課長、砂防課長、上田建設事務所長、
飯田建設事務所長、松本建設事務所長、長野建設事務所長
長野市市街地整備課長、松本市建設総務課長、上田市都市計画課長、飯田市地域計画課長

別表 2

別表 1 の委員が指名する者